

第12号

曾於北部土地改良区だより



しょうがへの散水（レインガン）



散水器具実演会



スマート農業研修会



ごぼう播種後の散水（ロールカー）

もくじ

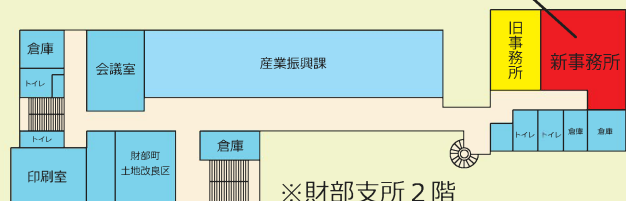
理事長あいさつ・通常総代会・・・・・・・・・・P 1
地区・組合員・決算・財産・・・・・・・・・・P 2～P 3

予算・組合員のみなさんへ・・・・・・・・・・P 4～P 6
事業の進捗状況と地区の完了年度・・・・・・・・・・P 7

10月から11月にかけて事務所が財部支所2階の建設水道課跡に移動します。



発行：曾於北部土地改良区
〒899-4192
鹿児島県曾於市財部町南俣11275番地
(曾於市役所財部支所内2階)
TEL & FAX 0986-72-0455
緊急時 080-4278-0455
080-4280-0455



組合員の皆様へ

理事長 高井田 繁

組合員の皆様方には、平素から曾於北部土地改良区の運営並びに事業推進等にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

始めに、新型コロナウイルス感染症につきまして、感染拡大から約2年が経過しましたが、未だに人流、経済活動が制限され、私たちの生活は大きな影響を受けております。私たち1人ひとりが感染予防に努めるとともに、一刻も早い収束を願うばかりであります。第12回通常総代会も昨年に続き感染症拡大防止対策のため書面議決による少人数での開催とさせて頂き、総代皆様のご理解とご協力に感謝申し上げます。

また、国連はロシアによるウクライナ侵攻のため、世界的な食糧不足が発生する恐れがあると警告し、今後あらゆるものの値上げが懸念されており、一刻も早い平和的解決を願う一方で、当区といたしましては、農作物の安定供給のために施設の維持管理に一層務めなければいけないと再認識したところであります。

そのような状況ではありますが、曾於北部地区附帯県営事業の令和3年度末時点での進捗率は、事業費ベースで57.2%となっており通水可能面積は全体の38.9%に相当する777.6haまで拡大しております。今後も早期の全面通水を目指すとともに、水の活用を図り安定的で高品質な農産物の生産により高収益農業を実施し、地域の発展に貢献してまいりたいと考えております。

最後になりますが、今後も地域農業の発展のため役職員一同、組合員の皆様のご期待に添えるよう邁進する所存でありますので、土地改良区の事業運営により一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

第12回通常総代会を開催

令和4年3月28日（月）午後1時30分より曾於市財部支所において、第12回通常総代会を新型コロナウイルス感染症対策のため、少人数での出席及び書面による議決を採用し開催いたしました。

議長に財部町の鳥丸義人総代を選出して議事に入り、提出した報告第1号から議案第21号まで審議され、全て原案のとおり承認・議決されました。

議案

- 報告第1号 令和3年度収支補正予算の専決処分について
- 報告第2号 令和3年度収支補正予算の専決処分について
- 議案第1号 令和2年度事業報告の承認について
- 議案第2号 令和2年度収支決算の承認について
- 議案第3号 令和2年度財産目録の承認について
- 議案第4号 令和3年度収支補正予算（案）の議決について
- 議案第5号 令和4年度事業計画（案）の議決について
- 議案第6号 令和4年度賦課金の額、賦課徴収方法及びその時期の議決について
- 議案第7号 令和4年度役員報酬及び費用弁償の議決について
- 議案第8号 令和4年度一時借入金の最高限度額の議決について
- 議案第9号 令和4年度余裕金預入先金融機関の議決について
- 議案第10号 令和4年度日本政策金融公庫の借入額及び償還方法の議決について
- 議案第11号 令和4年度加入金の額の議決について
- 議案第12号 曾於北部土地改良区会計細則（単式簿記）の廃止の承認について
- 議案第13号 曾於北部土地改良区施設等の維持管理積立金の設置・管理及び運用規定の廃止の承認について
- 議案第14号 曾於北部土地改良区定款の一部改正（案）の議決について
- 議案第15号 曾於北部土地改良区総代選挙規程の一部改正（案）の議決について
- 議案第16号 曾於北部土地改良区役員選任規程の一部改正（案）の議決について
- 議案第17号 曾於北部土地改良区規約の一部改正（案）の議決について
- 議案第18号 曾於北部土地改良区地区除外等処理規程の一部改正（案）の承認について
- 議案第19号 曾於北部土地改良区地区会計細則（複式簿記）の一部改正（案）の承認について
- 議案第20号 曾於北部土地改良区職員退職給与積立金の設置・管理及び運用規程の一部改正（案）の承認について
- 議案第21号 曾於北部土地改良区財政調整積立金の設置・管理及び運用規程の制定の承認について
- 議案第21号 令和4年度収支予算（案）の議決について



令和2年度・3年度 地区・組合員の状況

地区	年度別地積	前年度末地積 (ha)	当年度末地積 (ha)	比較増減 (ha)	当度賦課地積 (ha)
	令和2年度	1,999.7	1,995.2	△4.5 (地区除外, 公共事業用地等)	107.3
	令和3年度	1,995.2	1,991.0	△4.0 (地区除外, 公共事業用地等)	127.3

組合員	選挙区別	財部町 (第1区)	末吉町 (第2区)	大隅町 (第3区)	合計
	年度別員数				
	令和元年度末	1,232名	1,226名	587名	3,045名
	令和2年度末 (比較)	1,202名 (△30)	1,176名 (△50)	539名 (△48)	2,917名 (△128)
	令和3年度末 (比較)	1,179名 (△23)	1,155名 (△21)	537名 (△2)	2,871名 (△46)

令和2年度 財産・賦課金等状況・収支決算

1. 財産目録

資産の部		
科目	金額 (円)	附記
1. 流動資産	2,924,412	現金・貯金
2. 固定資産	915,603	備品等 (41点)
3. その他固定資産	41,414,743	積立資産
計	45,254,758	

負債の部		
科目	金額 (円)	附記
1. 流動負債	0	
2. 固定負債	37,176,203	農業基盤整備資金
計	37,176,203	

2. 財産目録 (太陽光発電事業)

資産の部		
科目	金額 (円)	附記
1. 固定資産	5,975,001	有形・無形固定資産
2. 流動資産	10,465,201	現金・貯金・未収金等
計	16,440,202	

負債の部		
科目	金額 (円)	附記
1. 固定負債	0	
2. 流動負債	4,778,456	未払金
計	4,778,456	

3. 農業基盤整備資金 (借入先: 日本政策金融公庫 借入金: 平成25年度から令和2年度まで) (単位: 円)

借入総額	償還済額	令和2年度償還元金	令和2年度償還利息	償還合計額	未償還額
50,975,000	13,798,797	3,976,941	124,774	4,101,715	37,176,203

4. 賦課金 (納入・滞納状況)

賦課金種目	調定額 (円)	徴収済額 (円)	未収額 (円)	徴収率
運営賦課金	5,955,220	5,955,220	0	100%
特別賦課金	6,850,330	6,850,330	0	100%

一般会計収入の部	
科目	決算額 (円)
1. 土地改良事業収入	12,805,550
2. 補助金等収入	26,273,000
3. 受託料収入	534,000
4. 雑収入	1,548,763
5. 借入金収入	10,976,000
6. 繰入金収入	11,851,000
7. 繰越金	4,859,791
収入合計	68,848,104

一般会計支出の部	
科目	決算額 (円)
1. 土地改良事業費	32,474,381
2. 一般管理費	3,137,596
3. 借入金返済支出	4,101,715
4. 負担金等	13,967,000
5. 積立金繰出金	12,243,000
7. 予備費	0
支出合計	65,923,692

特別会計	収入	支出	差額
太陽光発電事業	28,207,287	22,607,770	5,599,517
施設等維持管理積立金	33,593,808	0	33,593,808
職員退職給与積立金	7,820,935	0	7,820,935
太陽光発電事業積立	4,435,000	0	4,435,000



差額は令和3年度へ繰越

令和3年度 財産・賦課金等状況・収支決算 (理事会承認・公表済み分)

1. 財産目録

資産の部		
科目	金額(円)	附記
1. 流動資産	3,859,226	現金・預金
2. 固定資産	661,887	備品等(47点)
3. その他固定資産	55,359,332	積立資産
計	59,880,445	

負債の部		
科目	金額(円)	附記
1. 流動負債	0	
2. 固定負債	42,469,026	農業基盤整備資金
計	42,469,026	

2. 財産目録(太陽光発電事業)

資産の部		
科目	金額(円)	附記
1. 固定資産	10,217,530	有形・無形固定資産
2. 流動資産	6,367,043	現金・預金・未収金等
計	16,584,573	

負債の部		
科目	金額(円)	附記
1. 固定負債	0	
2. 流動負債	749,931	未払金
計	749,931	

3. 農業基盤整備資金(借入先: 日本政策金融公庫 借入金: 平成25年度から令和3年度まで)(単位: 円)

借入総額	償還済額	令和3年度償還元金	令和3年度償還利息	償還合計額	未償還額
61,635,000	13,798,797	5,367,177	141,029	5,508,206	42,469,026

4. 賦課金(納入・滞納状況)

賦課金種目	調定額(円)	徴収済額(円)	未収額(円)	徴収率
運営賦課金	6,844,460	6,844,460	0	100%
特別賦課金	6,010,822	6,010,822	0	100%

令和3年度の
執行状況です。



一般会計収入の部	
科目	決算額(円)
1. 土地改良事業収入	12,855,282
2. 補助金等収入	40,290,000
3. 受託料収入	671,000
4. 雑収入	78,691
5. 借入金収入	10,660,000
6. 繰入金収入	5,600,000
7. 繰越金	2,924,412
収入合計	73,079,385

一般会計支出の部	
科目	決算額(円)
1. 土地改良事業費	34,561,513
2. 一般管理費	3,753,556
3. 借入金返済支出	5,508,206
4. 負担金等	11,452,884
5. 積立金繰出金	13,944,000
6. 予備費	0
支出合計	69,220,159

特別会計	前年度繰越金	収入	支出	差額
太陽光発電事業	5,599,517	14,625,216	14,711,546	5,513,187
施設等維持管理積立金	33,593,808	11,807,330	0	45,401,138
職員退職給与積立金	7,820,935	2,137,259	0	9,958,194
太陽光発電事業積立金	4,435,000	4,435,029	0	8,870,029

差額は令和4年度へ繰越

総代選挙並びに役員選任について

令和5年3月5日をもちまして曾於北部土地改良区の総代が任期満了を迎え、改選の年となります。そこで、令和5年3月に総代選挙が行われます。

また、役員についても令和5年3月31日に任期満了を迎え、推薦会議において推薦された方が総代会において選任議決されることになっています。役員、総代のみなさんには地区の代表として4年間畑地かんがい事業の推進と土地改良区の運営に携わって頂きます。



令和4年度 収支予算

一般会計収入の部	
科 目	予 算 額 (円)
1. 土地改良事業収入	36,381,000
2. 附帯事業収入	18,000
3. 特定資産運用収入	1,000
4. 補助金等収入	42,517,000
7. 業務受託料収入	606,000
8. 雑収入	994,000
9. 借入金収入	22,000,000
10. 特定資産取崩収入	10,127,000
11. 固定資産売却収入	3,000
14. 他会計繰入金	2,798,000
15. 繰越金	3,683,000
収入合計	119,128,000

特別会計（太陽光発電事業）収入の部	
科 目	決 算 額 (円)
1. 発電事業収入	13,250,000
2. 特定資産運用収入	1,000
5. 雑収入	2,000
7. 特定資産取崩収入	5,000
12. 繰越金	2,798,000
収入合計	16,056,000

一般会計支出の部	
科 目	予 算 額 (円)
1. 土地改良事業費支出	44,209,000
3. 一般管理費支出	16,003,000
4. 土地改良事業負担金支出	44,000,000
5. 借入金返済支出	6,676,000
6. 支払利息	269,000
7. 固定資産取得支出	360,000
9. 特定資産積立支出	7,076,000
10. 雑支出	1,000
14. 繰越金	33,000
15. 予備費	501,000
支出合計	119,128,000

特別会計（太陽光発電事業）支出の部	
科 目	予 算 額 (円)
1. 土地改良事業費支出	5,499,000
2. 発電事業費	1,285,000
3. 一般管理費	500,000
6. 特定資産積立支出	4,437,000
8. 国庫納付金支出	1,000
11. 他会計繰出額	2,798,000
12. 繰越金	1,236,000
13. 予備費	300,000
支出合計	16,056,000



※令和4年度より新会計基準に基づく複式簿記会計に移行しており、積立金会計は事業会計に統合され、予算科目名も大幅に変更されています。

水利用・賦課金額・徴収時期・支払について



水利用をしたい方は、使用前に必ず『畑地かんがい給水開始申込書』を曾於北部土地改良区に提出してください。提出後に、賦課金決定通知書と開栓用ハンドルをお渡しします。また、申請された畑には『水利使用許可標』を設置しています。

※無断での水利用や申込をしていない他の畑に水を持ち出すことは、組合員の方でも盗水となり当該年度分の賦課金を請求します。

科 目	賦 課 基 準		備 考
	種 別	10a当り	
運営賦課金	茶畑	12,000円	※点滴チューブについて ・点滴チューブのみの施設の茶園に限る。(スプリンクラーとの併設の場合はスプリンクラーの金額) ・点滴チューブは1mあたり毎分130cc前後の散水量のもので、使用方法是補給かんがい及び液肥散布のみとする。 ※育苗ハウスは筆ごとの10a単位での賦課とし、かんしょ苗等、施設の一時利用の場合にのみ適要する。
		3,600円	
		4,000円	
	ハウス	6,000円	
		3,600円	
	普通畑	3,600円	

科 目	区 分				備 考
	運営賦課金(前期)	運営賦課金(後期)	特別賦課金(分割)	特別賦課金(一括)	
賦課基準日	4月1日	—	—	—	運営賦課金(後期)は前期の納入以降に水利利用申込のあった場合。
賦課期日	9月30日	2月28日	—	—	
納入期限	11月30日	3月20日	11月30日	工事施工年度3月20日	
口座振替	11月1日	3月10日	11月1日	工事施工年度3月10日	

口座振替が可能な金融機関

1. 鹿児島銀行
2. J Aグループ鹿児島
3. 鹿児島信用金庫
4. 南日本銀行
5. 鹿児島相互信用金庫
6. 九州労働金庫
7. 奄美信用金庫
8. 奄美大島信用金庫
9. 鹿児島興業信用金庫

※口座振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。

※ 振込手数料の負担が無い口座振替の登録をおすすめします。(登録に約60日程かかります。)

散水器具の設置について

畑かん散水器具が約 2 割の負担で設置できます！

県営事業実施期間中であれば、約 2 割の自己負担で散水器具を設置することができます。 県営事業が完了すると補助がなくなり、全額自己負担での設置になります。 また、施設の工事には設計から工事完了まで約 2 年ほどかかるため、早めの申込をお願いします。



改良区にて散水器具の相談等も受付けています。お気軽にお尋ねください！

主な散水器具の紹介

噴射ホース



- ・移動は軽量で設置も容易。播種、定植前の基礎水や丈の低い作物の初期散水に良。
- 30 a 畑 自己負担は概ね 24 万円 (ストレーナー含む)

レインガン



- ・畑の形状に合わせて設置でき、播種直後に設置し収穫直前に撤去する。
- 30 a 畑 (標準 4 基) 設置
自己負担は概ね 30 万円

茶用スプリンクラー



- ・かん水、防霜、防除、降灰除去など多様に活用できる。
- 30 a 畑 自己負担は概ね 67 万円

スプリンクラー固定式



- ・器具の設置回収の手間がなく開栓するだけで良い。(移動式も有)
- 30 a 畑 (標準 4 基) 設置
自己負担は概ね 27 万円

ロールカー



- ・複数の畑に散水できる。30 a の畑を 6～8 時間で自動散水。
- 1 台 自己負担は概ね 40 万円
- ※導入条件 (60 a 以上の水利用面積が必要)

スマートレイン



- ・複数の畑に散水できる。
- 30 a の畑を 2～3 時間で自動散水。
- 1 台 自己負担は概ね 110 万円
- ※導入条件 (2 ha 以上の水利用面積が必要)

※自己負担金は概ねの金額です。設備の仕様や材料、畑の形により変動することがあります。

県営事業 (補助事業) の完了間近の地域があります。申込はお急ぎください！

町 名	事業完了間近な地域	※概ねの地域を表記しています。該当する地域の確認は土地改良区までお問い合わせください。
財部町	大川原・高塚・桐原・下十文字・宇都	

簡易散水器具の紹介 ※補助事業対象外



洗浄ホース



手元で開閉
できます



水道用蛇口



選択
できます

畑かん用貸出散水器具があります!!

曾於北部地区の受益地において、畑かん散水器具の貸出しをしています。使ったことが無い方も、購入を検討されている方も、貸出で一度体験してみてもはいかがでしょうか。詳しくは土地改良区までお気軽にご相談ください。

今年度も無料貸出中!!



噴射ホース



レインガン

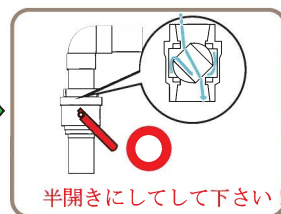
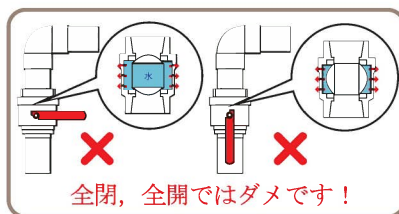
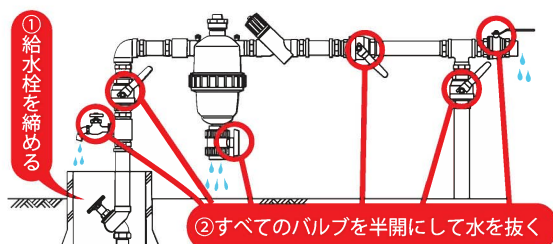


ローラー

※貸出用散水器具は数に限りがあります。利用されたい方はお早めに!!

凍結による畑かん施設の破損に注意してください

ボールバルブは、全開や全閉ではバルブ内に残った水が凍結による膨張によって破損してしまいます。使用後は必ず水抜きをした後に、ハンドルを半開きにしてください。



※水抜きは行っていたが、ハンドルを全開にしていたため、ボールバルブ内の水が凍結による膨張によって破損した。



※給水栓と装置の立上管内の水が凍結による膨張によって破損した。



※散水装置付の給水栓は特に保温してください。

畑かん地区内の農地に移動や組合員(耕作者)に変更があったときには届出が必要です

- ◆ 土地の所有権 (売買・相続等)・耕作者の変更等
- ◆ 組合員資格の変更 (組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等)
- ◆ 住所の変更
- ◆ 畑かん受益地への編入, 除外

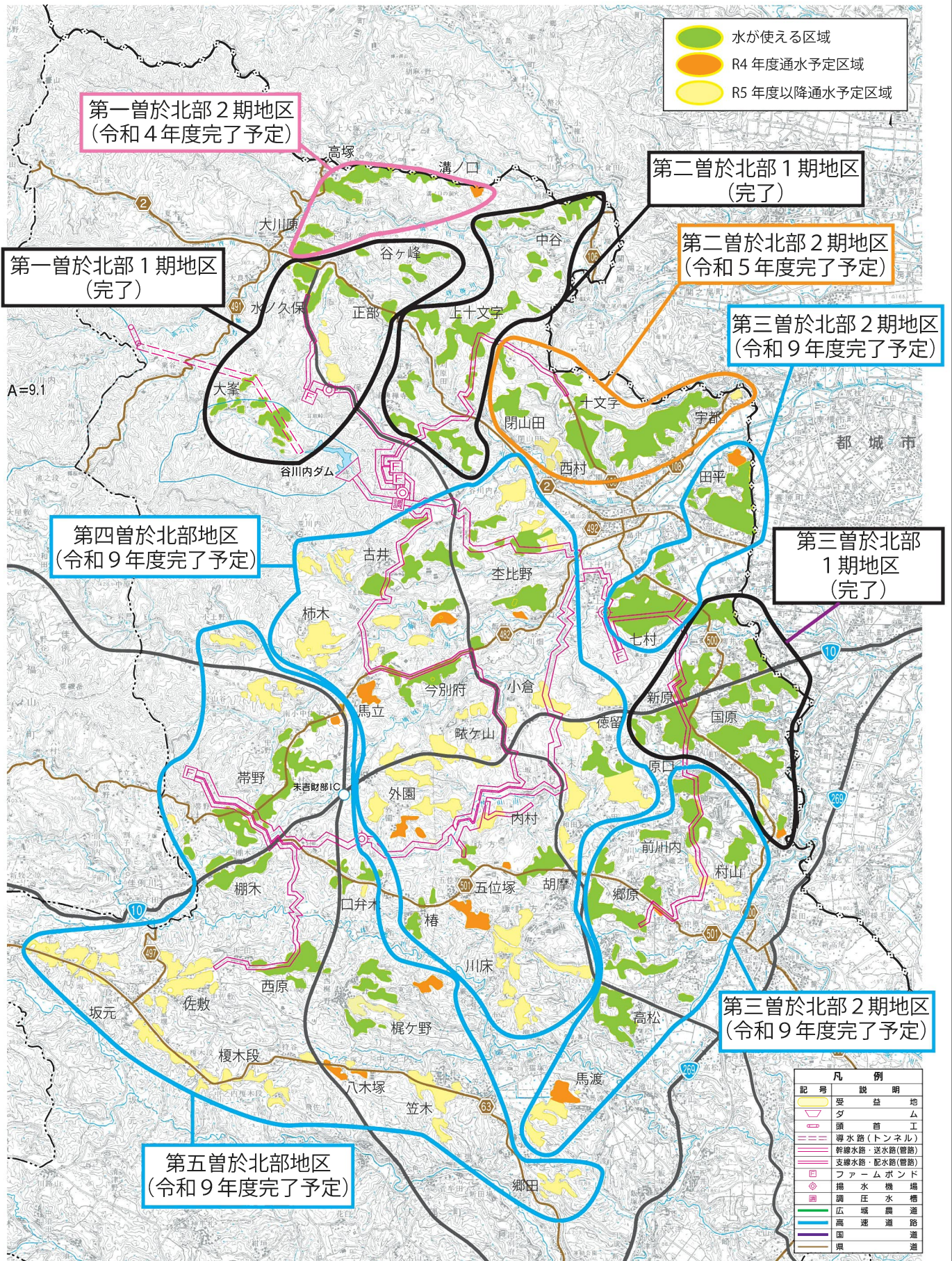


提出書類
組合員資格
得喪通知書

※用紙は土地改良区にあります。

※このような時には、土地改良法により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。法務局・曾於市・農業委員会の届出だけでは、曾於北部土地改良区の台帳は変更されません。また、畑かん受益地への編入には、初年度のみ1回だけ10aあたり1,000円の加入金が必要となります。

畑地かんがい事業の進捗状況と地区の完了年度



※ 散水器具の申込は、完了年度の 2 年前までには申込をしてください。